

法第35条の2第3項 変更届出書類一覧表

印西市都市計画課(R3.4.1)

- ◎届出書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月以内)1部、副本(正本のコピー)1部の計2部を都市計画課に提出してください。
- ◎図面は、申請区域を赤枠で表示し、図面名称の明示とこれを作成した者が記名押印してください。
- ◎届出にあたっては、この一覧表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類及び図面等を、表の項目順に綴ってください。

届出書類・図面等			必須	備考
届出書	開発行為変更届出書〔市規則第10号様式〕		○	宛名は"印西市長 ○○ ○○"で、届出者名は許可を受けた者
添付書類	委任状<任意書式>	手続きを第三者が行う場合		受任者の氏名、電話番号、FAX番号を記入(※窓口に来課する担当者の氏名、連絡先も必ず明記すること)
	変更の理由及び内容を記載した図書		○	変更する項目毎に当初との比較をし、変更内容及び理由を示す。
	変更となる書類		○	・変更となる全ての図書(変更後を赤字で表示) ・開発行為の変更に伴い当初の内容が変更される書類
	工事施行者の能力に関する書類	工事施行者の変更の場合		
	法人	法人の登記事項証明書(原本)		
		工事経歴書		
	個人	住民票の写し(原本)		
		工事経歴書		
添付図面	変更する図面			設計変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更にあつては、設計変更説明図面(図面右上に"変更前""変更後"と明記。)を添付。

【開発行為の軽微な変更について】

- ◎法第35条の2第1項ただし書の軽微な変更は、次に掲げるものとし、次に掲げるもの以外については変更許可となります。
- 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 予定建築物等の敷地の規模の10分の1以上の増減を伴うもの
 - 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000㎡以上となるもの
 - 工事施行者の変更。ただし主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ha以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。
 - 工事期間(時期)の変更